

事業者登録(事業所の登録)に関するよくあるご質問(電子申請)

Q1.事業所登録申請について

Q1-1 登記事項証明書(謄本)はいつ発行されたものでもよいか。

A 申請日から6ヶ月以内に発行されたものが有効となります。(変更申請時も同様です)
また、2枚以上ある場合、全ページ分の画像添付をお願いいたします。

Q1-2 申請書類に定款がありますが、事業目的に「たん吸引」を入れる必要がありますか？
現在の定款でも差し支えないでしょうか？

A 現在の定款のままで差し支えありません。
また、今後、定款の変更時に事業目的に「たんの吸引」を入れる必要はありません。

Q1-3 登録適合書類の備品一覧表について、備品はすべて、利用者の家にあるもの、訪問看護で用意しているもの、病院から貸し出されたものを使っており、事業所が備品として所持している備品はありません。
この場合、どのように申請すればいいのでしょうか？

A 必要な備品・管理方法等については、医師の指示に従ってください。
必ずしも事業所に設置されてある必要はありません(事業所以外に設置されている場合は、備品の設置場所を、備考欄に記載してください)。
なお、医師の指示により、事業所に備品を準備する必要がない場合でも、備品一覧及び、衛生面を考慮した備品の管理方法は作成してください。

Q1-4 登録適合書類の備品一覧表について、心肺蘇生訓練用具一式は、どのように使うものでしょうか？
事業所が備品として所持する必要がありますでしょうか？

A 心肺蘇生訓練用具一式は、事業所で実施するOJT研修(心肺蘇生訓練)時に使用するものです。
登録事業者が必ずしも常備しておかなければならないものではなく、研修時にレンタルすることで対応したり、又は研修自体を消防署で受講しても差し支えありません。
その場合は、その旨を、備品一覧表の備考欄に記載してください。

Q1-5 医師の指示書や計画書等の書類は何を記載すればよろしいでしょうか。

A 申請欄に「※様式のみ」と記載のある書類は、様式に不足がないかを審査します。
そのため、以下の書類の内容は全て空欄でご提出ください。
・医師の指示書
・痰吸引等業務(特定行為等業務)計画書
・痰吸引等業務(特定行為等業務)実施状況報告書
・喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書

Q2.事業者登録内容の更新・変更について

Q2-1 登録更新申請の添付書類について、登録行為を追加する以外は事業者登録申請時に提出したものから何も変更がありません。全く同じ内容のものになりますが、提出する必要がありますか。省略することは可能ですか。

A 省略はできません。
変更項目がなくても添付が必要となっている書類はすべて提出してください

Q2-2 変更登録届出(従事者名簿)について
①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要でしょうか？
②従事者の離職・退職時においても、変更登録は必要でしょうか？
③変更の都度届出が必要でしょうか？

A ①②はお見込みのとおりです。利用者の安全確保のため、事業所単位で従事者の登録をお願いします。
③従事者名簿は更新の上、管理の徹底をお願いしておりますが、財団への変更登録の届出は年1回ご提出をお願いします(毎年4月1日時点で変更が生じている場合に限り、同年5月末日までに届出)。

Q2-3 変更登録届出(従事者名簿)について
認定特定行為業務従事者認定証を持っていない介護福祉士の職員は名簿に登録できますか？

A 原則、登録はできません。しかし、以下の①②に該当する場合は名簿へ登録が可能です。
①看護師等の免許をもって、介護職員として喀痰吸引等業務を行う者
②介護福祉士登録証へたんの吸引に関する行為の付記がある者

Q2-4 変更登録届出書の届出項目の中に、「業務方法書」がありますが、医師の指示書、実施計画書等の様式の変更に関しても、届出の必要はありますか？

A 業務方法書の他に、登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類に含まれるものの変更については届出が必要です。